

## 第 56 回長野県市町村対抗ゴルフ大会

期 日 2020 年 10 月 20 日(火)

会 場 諏訪湖カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載のない事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

### ローカルルール

#### 1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

#### 2. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

##### (a) 修理地

(1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。

(2) グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

##### (b) 動かさない障害物

(1) 排水溝

(2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。

(3) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。

(4) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

##### (c) プレー禁止区域

(1) 電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

(2) 17 番ホールフェアウェイ右側とグリーン前にある(イエロー・グリーン杭)によって定められるペナルティーエリアの中のこの区域はプレー禁止区域である。(プレー禁止区域を定める目的は危険からプレーヤーを保護すること)球がそのペナルティーエリアの内側でそのプレー禁止区域の中にある場合、その球をあるがままにプレーしてはならず、規則 17.1e に基づいてそのプレー禁止区域による障害からの救済を受けなければならない。

#### 3. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。

(b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

#### 4. ドロップゾーン

(a) 7 番、8 番、17 番ホールにおいて、球がグリーン左側のレッドペナルティーエリアの中に球がある場合、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で：

・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、

・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

(b) 7 番ホールにおいて、グリーン奥の保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは次のことができる：

・規則 16.1 に基づき罰なしの救済を受ける。または、

・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

5. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2),17.1d(2),19.2b,19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2 回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

6. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え

規則 4.1b(3)は次のように修正される:

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

7. クラブと球の規格

(a) スロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) スロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

8. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない: 伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋷を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他材質は問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰: 規則 4.3 参照

9. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のスロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断 :1 回の長いサイレン

通常の中断 :3 回の短いサイレン

プレーの再開:2 回の短いサイレン

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

10. 練習(規則 5.2)

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習スロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

11. キャディー

プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

## 競技の条件

### 1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」に定められた参加資格を満たしていなければならない。

### 2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみす)。

### 3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 注意事項

- ローカルルール8項において規制されるシューズ以外にもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人30球を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止する。

競技委員長 大橋 正明

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	536	444	443	171	380	161	335	329	513	3,312	
Par	5	4	4	3	4	3	4	4	5	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	368	343	355	162	345	500	203	523	407	3,206	6,518
	4	4	4	3	4	5	3	5	4	36	72